

○災害対策特別委員会

・衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
3	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長 (三、九、二二)	三、九、二二	三、九、二二	委員会付託 委員会議決	委員会付託 委員会議決	委員会付託 委員会議決
					可決	可決	可決

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
(衆第三号)

要旨

本法律案は、最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金及び災害により重度の障害を受けた者に対する災害障害見舞金を増額しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給限度額の引上げ

災害弔慰金の支給限度額について現行三百万円を五百万円

に、災害障害見舞金の支給限度額について現行百五十万円を二百五十万円に、それぞれ改めるものとする。

二、本法改正の追溯適用

改正後の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害について適用するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出に係るものであります。その内容は、最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給限度額について現行三百万円を五百万円に、災害により重度の障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給限度額について現行百五十万円を二百五十万円に、それぞれ増額し本年六月三日以後に生じた災害に関してさかのぼって適用しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院災害対策特別委員長清水勇君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。